



平成 11 年 9 月 27 日

同潤会江戸川アパートメント管理組合

理事長 殿

社団法人 日本建築家協会 関東甲信越支部

支部長 服部 範 二

保存問題委員会委員長 兼 松 紘 一 郎

## 同潤会江戸川アパートメントの文化財登録に関する要望書

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

貴組合におかれましては、日頃より多大なる熱意と努力をもって標記建物の維持管理に努められ、竣工後六十数年を経た今も良く往事の姿を保ち、立派に使い続けて居られることに、当協会と致しまして深く敬意を表します。

さて、貴組合が管理しておられます同潤会江戸川アパートメントは、一連の同潤会アパートの最後の作品として昭和 9 年に竣工した建物であり、その建築としての完成度の高さのみならず、緑溢れる中庭を積極的にコミュニティ空間として位置づけした卓抜な配置計画、スチーム暖房やセントラル給湯システムの採用、電話、ラジオ、エレベーターの設置など当時の先端技術を積極的に取り入れ、ランドスケープからディテールに至るまで時代を先取りした先進的なアパートメントハウスとして、我が国の近代建築史の一ページを飾る重要な建物です。多くの同潤会アパートが既に解体されてしまった今となつては、昭和初期の思想・技術を今日に伝える貴重な文化遺産として、その存在価値はますます高まっていると申せましょう。この証左として、オランダに本部を置く国際組織 DOCOMOMO の要請を受けて(社)日本建築学会が選定した 20 件の日本のモダニズム建築の一つとして、他の現存する同潤会アパート共々選定されていることは、既にご案内の通りです。

この貴重な同潤会江戸川アパートメントの社会的価値を顕彰し、永く次世代に伝えていくために、是非、国の文化財登録制度に登録していただきたく、ここにお願い申し上げます。

文化財「登録」制度は施設をそのまま利用しながら、所有者の自発的意志に基づいて社会の遺産として位置づけ出来る、制約の少ない緩やかな保存制度です。今後の改修時の設計費用の半額補助などの優遇もあり、何よりも、この価値を国民全体のものとして共有できるという、登録の社会的効果こそが重要と考えられます。

江戸川アパートメントの文化財登録により、貴組合の文化的な功績が顕彰され、また広く市民に文化としての建築・街づくりへの理解を深め得るものと存じ、よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

敬具